

1号保険料の検討に関するQ&A

No.	項目	ご質問内容	回答
1	第9期保険料	国の標準段階が13段階に見直される場合、各市町村においても、必ず13段階以上への設定を行う必要があるのか。	<p>国が標準段階を13段階とする場合には、各市町村における保険料段階の設定も、13段階以上としていただく必要があります。</p> <p>※ 直近で1号保険料負担の在り方を見直した（標準段階数6段階→9段階化）際にも、各市町村における段階設定は9段階以上としていただいたところ です。</p> <p>なお、市町村民税課税対象者（6段階以上相当）に係る所得区分（各段階の境界金額）については、現行の取扱いを踏襲し、各市町村によって設定可能とすることを想定しています。</p> <p>（参考）市町村民税課税対象者に係る所得区分の設定（現行の取扱い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9段階設定とする場合、介護保険法施行令第38条第6項から第8項までにおいて、基準所得金額について、特別の必要があるときは市町村が設定する額とすることがとされている。</li> <li>・ 9段階を超える設定とする場合、介護保険法施行令第39条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イにおいて、市町村民税課税対象者に係る境界は、市町村が定める額とされている。</li> </ul>
2	第9期保険料	第108回社会保障審議会介護保険部会（11月6日）において、見直しの例が示されている（資料1・P13）が、 ・ 第1～3段階の乗率の例として①～③が、第9段階以上の乗率の例としてA～Cが記載されているが、これらの例のいずれかの乗率になるということか。 ・ 10段階以上の基準所得金額について410、500、590、680万円との記載があるが、この金額は決定しているという認識でよいのか。	<p>1号保険料負担の在り方については、第108回介護保険部会において、厚生労働省より「第1号保険料に関する見直しの方向性」の案（資料1・P14）をお示しし、当該見直しの方向性について御議論をいただいた結果、部会長一任とされました。</p> <p>その上で、全国介護保険担当課長会議で示した乗率・基準所得金額（第108回介護保険部会・資料1・P13）については、市町村の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、当該時点で考えられた見直しの「例」をお示ししたものであり、あくまでも、事務的な検討を進める上での参考として捉えてください。</p> <p>今後は、上記「第1号保険料に関する見直しの方向性」に基づき、年末までの予算編成過程の中で、国の定める標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等（政省令事項）を調整することを予定しており、その結論を得る時期は、年末の政府予算案の決定時期となります。</p>
3	第9期保険料	第108回社会保障審議会介護保険部会（11月6日）において示された、資料1・P14の図について、第1段階から第3段階の所にある○で囲まれた部分は何を表しているのか。	<p>今回の「見直しの方向性（案）」においては、高所得者の多段階化によって生じた保険料財源を、低所得者の保険料上昇の抑制に充てることで、制度内（1号被保険者間）での所得再分配機能を強化することとしています。</p> <p>資料中の「○で囲まれた部分」については、現在、公費によって低所得者に係る保険料負担の軽減（乗率の引下げ）を行っているところ、見直しによって制度内での所得再分配を強めることで、その一部が、制度内での対応（高所得者の多段階化によって生じた保険料財源による乗率の引下げ）に置き換わる姿を表しているものです。</p> <p>なお、上記を踏まえ、現在は低所得者軽減に活用されている公費の一部を、介護に係る社会保障の充実に活用することを想定しているため、公費軽減割合（介護保険法施行令第38条第10項から第12項までに規定する割合）は変更となる見込みです。</p>